

○ 介護保険法施行に伴う医療費控除関係通達等の概念図

(介護保険法施行前)

《平2.7.27付老福第 145号》	
・在宅介護	身体障害者
	心身障害者
・在宅入浴介護	寝たきり等の状態にある老人

【老人保健法】

<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 	70歳以上の者
	65歳以上の者で寝たきり等の状態にある者

【老人保健法】

《平6.9.30付老健第 281号叻》	
・指定老人訪問看護 (老人訪問看護ステーション)	寝たきり等の状態にある老人
・指定訪問看護 (訪問看護ステーション)	身体障害者
	心身障害者
【健康保険法】	

(介護保険法施行後)

《平2.7.27付老福第 145号叻》	
・訪問介護	身体障害者
・訪問入浴介護	心身障害者

【介護保険法】

《平12.6.8付課所4-11》	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 	要介護者 又は 要支援者
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 	要介護者 又は 要支援者
<ul style="list-style-type: none"> ・痴呆対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護 ・福祉用具貸与 	要介護者 又は 要支援者

【老人保健法】

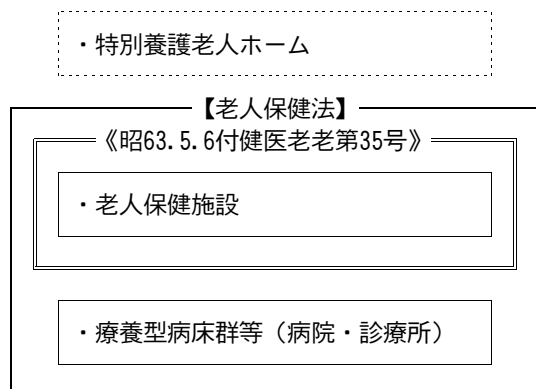
《平12.6.8付保険発第 120号叻》	
・指定老人訪問看護	要介護者等で一定の者など
・指定訪問看護	身体障害者
	心身障害者
【健康保険法】	

(注) 1 は、医療費控除関係の通達又は厚生省通知を示す。

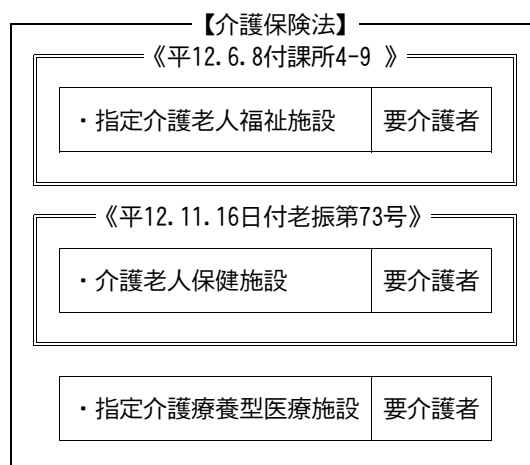
- (1) 平2.7.27付老福第 145号「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」厚生省通知(平2.10.18付所得税課情報第 512号参照)。
- (2) 平6.9.30付老健第 281号叻「指定老人訪問看護及び指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」厚生省通知(平6.9.30付所得税課情報第 555号参照)。
- (3) 平12.6.8付課所4-11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(法令解釈通達)
- (4) 平12.6.8付保険発第 120号叻「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」厚生省通知(平13.1.31付個人課税課情報第 3号参照)。

2 は、医療費控除の対象となるものを示す。

(介護保険法施行前)



(介護保険法施行後)



(注) 1 は、医療費控除関係の通達又は厚生省通知を示す。

- (1) 昭63.5.6付健医老老第35号「老人保健施設の利用料に係る医療費控除の適用について」厚生省通知（昭63.5.6付所得税課情報第483号参照）。
- (2) 平12.6.8付課所4-9「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（法令解釈通達）。
- (3) 平12.11.16日付老振第73号「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」厚生省通知（平13.1.31付個人課税課情報第4号参照）。

2 は、医療費控除の対象となるものを示す。